

はじまります障害者自立支援法

平成 18 年 4 月から障害者自立支援法の施行により、身体・知的・精神の障害ごとに分かれていたサービスが一つになります。

障害者が、住み慣れた地域での自立した生活を送れるよう支援します。

サービス費用の自己負担は、所得に応じた 4 区分の負担上限額の設定により、負担が重くなりすぎないように軽減措置が講じられます。

現在、障害者福祉サービスを利用されている方も、新たに申請が必要になりますので、詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。

新しいサービス	費用
介護給付(施設入所、ホームヘルプ、短期入所)	原則 1 割負担
訓練等給付(自立訓練、就労移行支援等)	
自立支援医療(更生医療、精神通院医療)	
補装具の支給	

児童扶養手当を受給されている皆さんへ

児童扶養手当は、これまで、香川県から受給者の皆さんへ支給されていましたが、三豊市発足に伴い、事務権限が県から市へ移されましたので、平成 18 年 1 月分より、三豊市が児童扶養手当を支給することとなりました。

このため、平成 17 年 12 月の 1 カ月分が 1 月 11

日付けで、県から皆さんの口座に振り込まれていますので、ご確認ください。

なお、1 月から 3 月までの 3 カ月分については、4 月 11 日に市からお支払いし、その後は従来どおり、年 3 回(8 月、12 月、4 月)4 カ月分ずつの支給となります。

三豊市奨学金貸付希望者募集

貸付対象者

平成 18 年度、全日制の高等学校等、高等専門学校および短期大学、大学(大学院を除く)に在学する人

貸付要件

- ・三豊市に住所を有する人(進学のため他の市町村に住所を移す人を含む)
- ・修学意欲があり、学校長が推薦する人
- ・経済的な理由により修学が困難であると認められる人

選考

奨学生選考会議で決定

貸付額

- ・高等学校等 月額 10 000 円以内
- ・高等専門学校および短期大学 月額 15 000 円以内
- ・大学 月額 20 000 円以内

貸付期間および利息

貸付期間は、貸付を受ける月数を通算して、奨学

生の在籍する学校の修業年限に相当する月数以内とし、無利子とします

償還

正規の修学期間が満ちた日の翌年 4 月から貸付を受けた期間に 2 年を加えた期間内に月賦、半年賦または年賦払いにより返還してください

申込書類

- ・奨学金貸付申請書
- ・奨学生推薦調書
- ・所得証明書および納税証明書(世帯全員のもの)
- ・住民票の写し(世帯全員のもの)
- ・入学許可書の写しまたは在学証明書(発行されしだい提出してください)

申込期限

2 月 28 日(火)

(年度途中において貸付を受けようとする場合は、この限りではありません)

市単独補助土地改良事業の申請について

市では、平成 18 年度の市単独補助土地改良事業の申請を 3 月末まで各支所事業課で受け付けています。

右の表のとおり、農業施設の改修・新設工事の費用を補助します。

詳しくは各支所事業課へお問い合わせください。

採択要件および補助率

対象施設	農道、かんがい排水、ため池、畑かん施設
受益戸数	各々 2 戸以上
事業費	20 万円～120 万円（農道、かんがい排水、ため池） 10 万円～50 万円（畑かん施設）
規模	幅員 2m 以上（農道） 県営事業以上（畑かん施設）
補助率	35% 以内（農道、かんがい排水、ため池） 50% 以内（畑かん施設）

4月から焼却灰の収集を中止します



ごみの野外焼却、いわゆる野焼きは一部の例外を除き禁止されています。家庭では、ビニール、ポリエチレン、プラスチック類、ゴム製品等は絶対に燃やさないでください。

また、焼却炉での焼却についても、一定の構造基準を満たしていない焼却炉は使用が禁止されています。家庭用の焼却炉のほとんどは、この構造基準を満たしていませんので、使用しないでください。

現在、山本町、三野町、豊中町、詫間町、財田町では焼却灰の収集をしていますが、4 月より、焼却灰の収集は全面的に中止します。

一般家庭および共同施設等で、例外規定（たき火その他、日常生活の焼却であって軽微なもの）で許されている焼却による灰は、農地等へ還元してください。

香川県アスベスト条例が制定されました

県では、アスベスト粉じんの飛散による県民の健康被害を防止するため、「香川県アスベストによる健康被害の防止に関する条例」を、平成 17 年 12 月 20 日に公布、施行しました。

この条例では、アスベスト吹き付け材などが使用されている建物を解体、改造、補修する際の届出や、使用中の建物でも使用状況の届出のほか、多くの方が利用する建物については、飛散防止の措置が義務付けられています。

これらの義務や改善命令などに従わない場合には、罰則が科せられたり、名前が公表されたりします。

条例の内容について、詳しくは県のホームページ「香川の環境」(<http://www.pref.kagawa.jp/kanky/>) から、「香川県のアスベスト対策」で、ご覧になれます。

